

報告第 29 号

専決処分の報告について《強風による消防水利看板脱落に起因する物損事故（R3.4.3 峰山町）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 24 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第26号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年6月15日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町新町地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和3年4月3日、峰山町新町地内のショッピングセンター駐車場に設置していた消防水利看板が強風により支柱から脱落し、近くに駐車されていた相手方車両の後部バンパーなどを破損させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 208,560円

3 損害賠償の相手方 与謝郡与謝野町在住 個人